

病児・病後児保育事業の利用料の減免について

病児・病後児保育事業の利用料は日額 2,500 円としておりますが、世帯の区分に応じて利用料を減免していますので、該当される方は、次のとおり、利用申請時に証明書をご提出ください。

- ◆利用申請時に証明書の提出がない場合、原則として、利用料を減免することはできませんのでご了承ください。
- ◆食事費等の実費や時間延長利用料については、減免することはできません。

1 生活保護世帯の方

証明書	発行場所	利用料
生活保護適用証明書	お住まいの区の保健福祉センター	無料
休日・夜間等診療依頼証(有効期間内のもの)	—	

※令和6年度中に発行された証明書で確認します。

※令和6年度の保育所入所承諾書利用者負担額等決定通知書(第1階層)、特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書(第1階層)(ともに利用者負担額適用期間内のものに限る)でも確認できます。

※年度途中で生活保護が適用されなくなった場合は、必ず申し出てください。

2 市民税が非課税世帯の方

次のいずれかの書類をご提出ください。

証明書	発行場所	利用料
市民税・府民税証明書	区役所・区役所出張所・市税事務所	無料
市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)	—	

※市民税・府民税証明書は、郵送やオンライン請求等も可能です。(<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000005908.html>)

※4・5月は「令和5年度分」、6月以降は「令和6年度分」の証明書(世帯全員分)で確認します。

※4・5月の利用時に令和5年度分を提出した方も、6月以降利用される場合には令和6年度分の証明書の提出が必要です。

※令和6年度の保育所入所承諾書利用者負担額等決定通知書(第2階層)(利用者負担額適用期間内のものに限る)でも確認できますが、6月～8月の利用時には適用できません。

※令和6年度の特定教育・保育施設等利用者負担額等決定通知書(第2階層)(令和6年度に発行されたもので、利用者負担額適用期間内のものに限る)でも確認できますが、6月～8月の利用時には適用できません。

3 所得税が非課税世帯の方で、ひとり親世帯である方

Aのいずれかの書類とBのいずれかの書類の両方をご提出ください。

	証明書	発行場所	利用料
A	児童扶養手当証書(有効期限が切れていないもの)	—	600 円
	ひとり親家庭医療証(有効期間内のもの)	—	
B	源泉徴収票	勤務先	
	納税証明書(その1)	税務署	

※Bについては、令和5年分の証明書(世帯全員分)で確認します。

※納税証明書は、郵送やオンライン請求も可能です。(国税庁ホームページ: <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

4 所得税が非課税世帯の方で、ひとり親世帯でない方

次のいずれかの書類をご提出ください。

証明書	発行場所	利用料
源泉徴収票	勤務先	1,200 円
納税証明書(その1)	税務署	

※令和5年分の証明書(世帯全員分)で確認します。

※納税証明書は、郵送やオンライン請求も可能です。(国税庁ホームページ: <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

5 所得税が課税世帯の方で、ひとり親世帯である方

次のいずれかの書類をご提出ください。

証明書	利用料
児童扶養手当証書(有効期限が切れていないもの)	1,200 円
ひとり親家庭医療証(有効期間内のもの)	
児童手当認定(支払・額改定)通知書及び住民票の写し(続柄入り世帯全員分)	

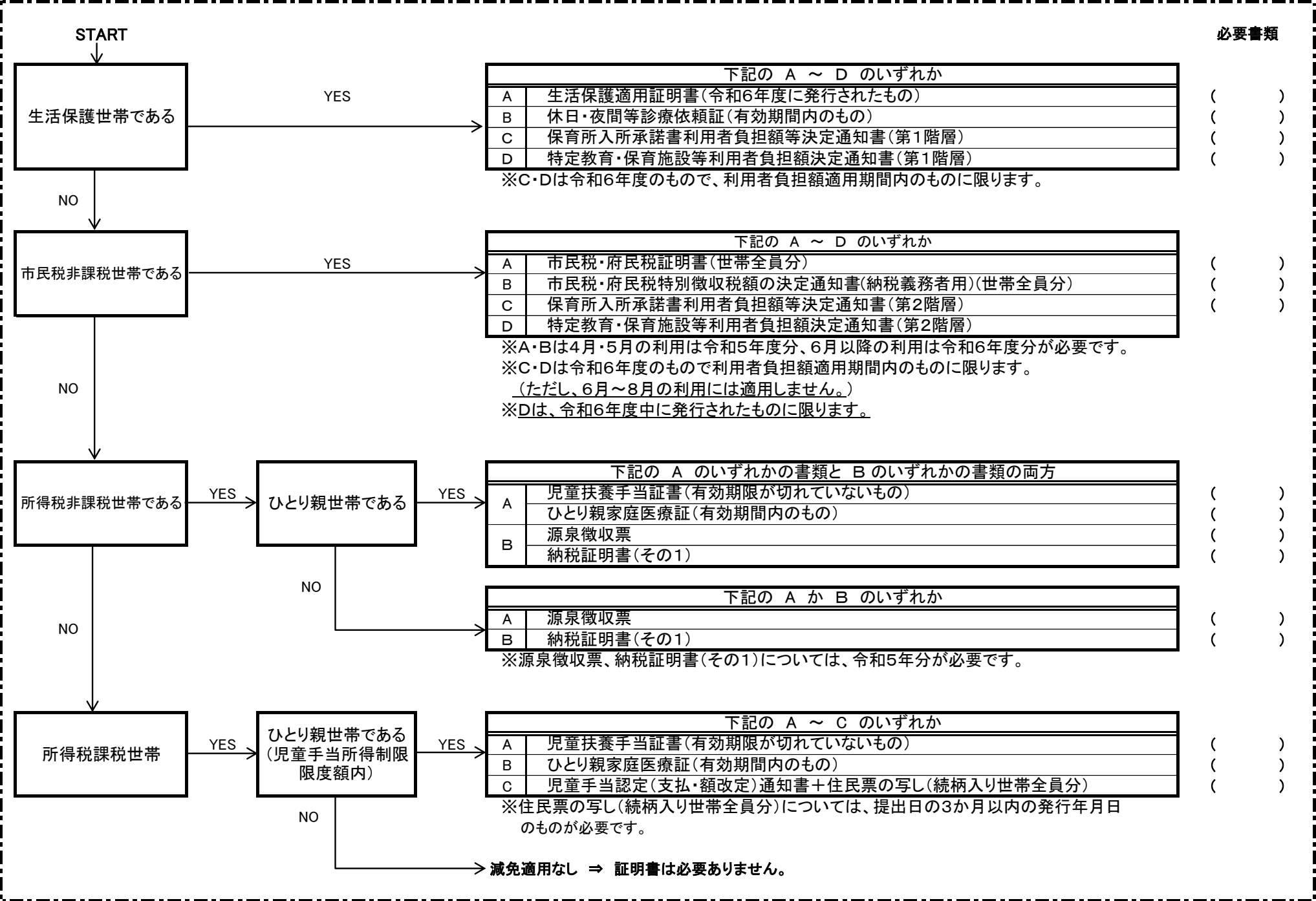
※住民票の写し(続柄入り世帯全員分)については、提出日の3か月以内の発行年月日のもので確認します。

※児童手当所得制限限度額以上の方(児童手当特例給付:児童1人あたり月額 5,000 円の支給)は減免の対象外です。



《利用料の減免に必要な証明書について》

令和6年度版



必要書類

下記の A ~ D のいずれか

A	生活保護適用証明書(令和6年度に発行されたもの)	()
B	休日・夜間等診療依頼証(有効期間内のもの)	()
C	保育所入所承諾書利用者負担額等決定通知書(第1階層)	()
D	特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書(第1階層)	()

※C・Dは令和6年度のもので、利用者負担額適用期間内のものに限ります。

下記の A ~ D のいずれか

A	市民税・府民税証明書(世帯全員分)	()
B	市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)(世帯全員分)	()
C	保育所入所承諾書利用者負担額等決定通知書(第2階層)	()
D	特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書(第2階層)	()

※A・Bは4月・5月の利用は令和5年度分、6月以降の利用は令和6年度分が必要です。

※C・Dは令和6年度のもので利用者負担額適用期間内のものに限ります。

(ただし、6月～8月の利用には適用しません。)

※Dは、令和6年度中に発行されたものに限ります。

下記の A のいずれかの書類と B のいずれかの書類の両方

A	児童扶養手当証書(有効期限が切れていないもの)	()
	ひとり親家庭医療証(有効期間内のもの)	()
B	源泉徴収票	()
	納税証明書(その1)	()

下記の A か B のいずれか

A	源泉徴収票	()
B	納税証明書(その1)	()

※源泉徴収票、納税証明書(その1)については、令和5年分が必要です。

下記の A ~ C のいずれか

A	児童扶養手当証書(有効期限が切れていないもの)	()
B	ひとり親家庭医療証(有効期間内のもの)	()
C	児童手当認定(支払・額改定)通知書+住民票の写し(続柄入り世帯全員分)	()

※住民票の写し(続柄入り世帯全員分)については、提出日の3か月以内の発行年月日のものがが必要です。

→ 減免適用なし ⇒ 証明書は必要ありません。